

A. 1施設当たりの協力金支給額まるわかりシート（自動計算）【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（新潟市第2期）】

※本計算補助シートはあくまで申請の際の参考とするためのものであり、計算結果がそのまま支給額になるものではありません。

※記入する売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

【通常の店舗】 ※大企業は売上高減少方式のみ

令和元年・令和2年の売上高情報

↓黄色のセルを入力してください。

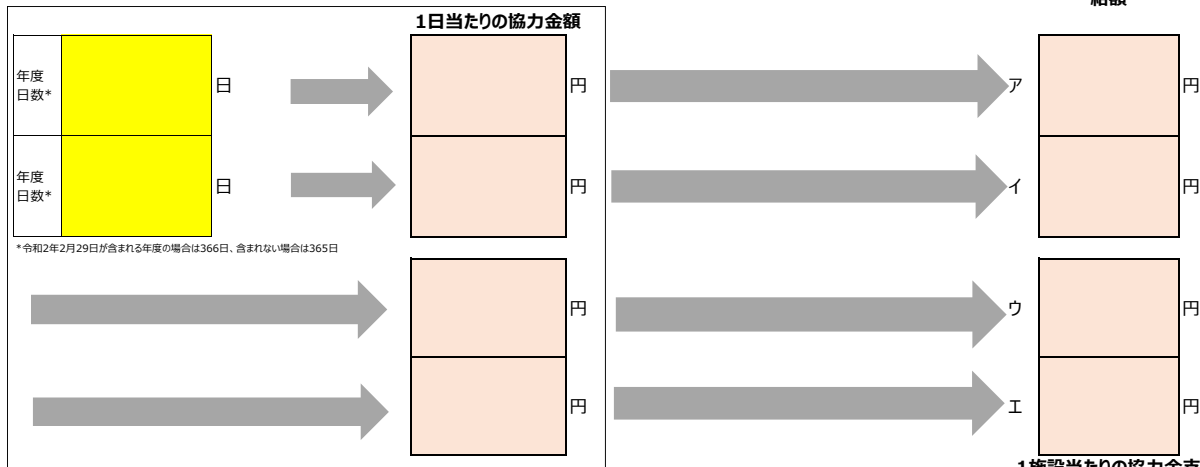
年間売上高方式	令和元年度の売上高	A	円
	令和2年度の売上高	B	円
8月方式 ※確定申告書類での月別売上高が不明の場合は、年間売上高方式を選択（但し、複数施設を営んでいる、飲食店部門以外の売上がある場合を除く）	令和元年8月の売上高	C	円
	令和2年8月の売上高	D	円

令和3年の売上高情報

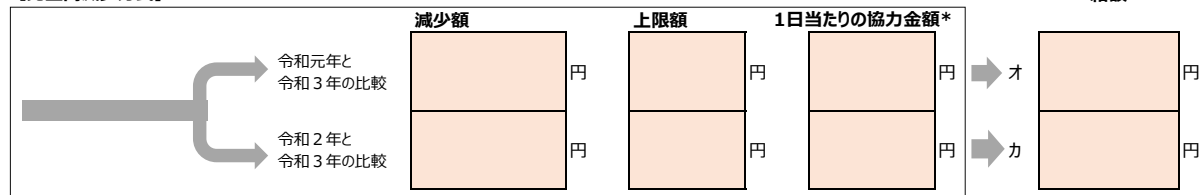
↓黄色のセルを入力してください。

8月方式 ※確定申告書類での月別売上高が不明の場合は、年間売上高方式を選択（但し、複数施設を営んでいる、飲食店部門以外の売上がある場合を除く）	令和3年8月の売上高	E	円
--	------------	---	---

【売上高方式】



【売上高減少方式】



【支給額の算出方法の解説】

1施設当たりの協力金支給額は『1日当たりの協力金額×14』で算出します。

1日当たりの協力金額は1施設当たりの1日当たりの売上高をもとに『売上高方式』または『売上高減少方式』のいずれかにより算出します

<1日当たりの売上高の計算方法>

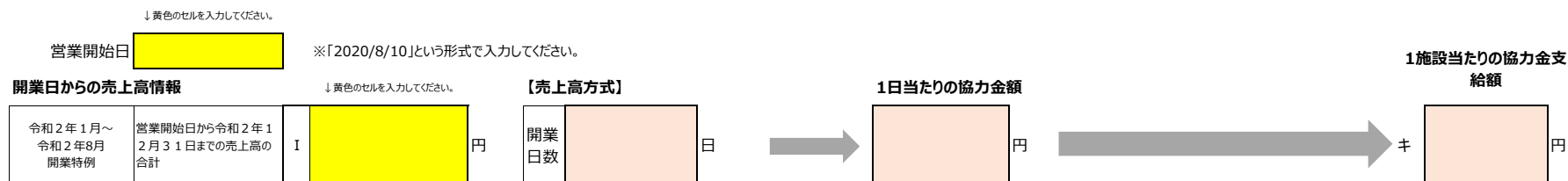
- (ア) 年間売上高方式：年間売上高÷365日 または 366日 のいずれか（※）
※令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日
- (イ) 8月方式：8月の売上高÷31

<1日当たりの協力金額の算出方法>

- (A) 売上高方式
令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高×0.3（千円未満切り上げ）
下限：2.5万円、上限：7.5万円
- (B) 売上高減少方式
（令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高－令和3年の1日当たりの売上高）×0.4（千円未満切り上げ）
下限：なし、上限：20万円、又は、令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額

【令和2年1月～令和2年8月開業特例（令和2年1月2日～令和2年8月10日に営業開始した施設で個人事業主の方）】

※記入する売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。



【支給額の算出方法の解説】

令和2年1月2日～令和2年8月10日に営業開始した施設で個人事業主の方は次の方法により1日当たりの売上高、1日当たりの協力金額を計算します。

<1日当たりの売上高の計算方法>

営業開始日から令和2年12月31日までの売上高の合計÷開業日数

<1日当たりの協力金額の算出方法>

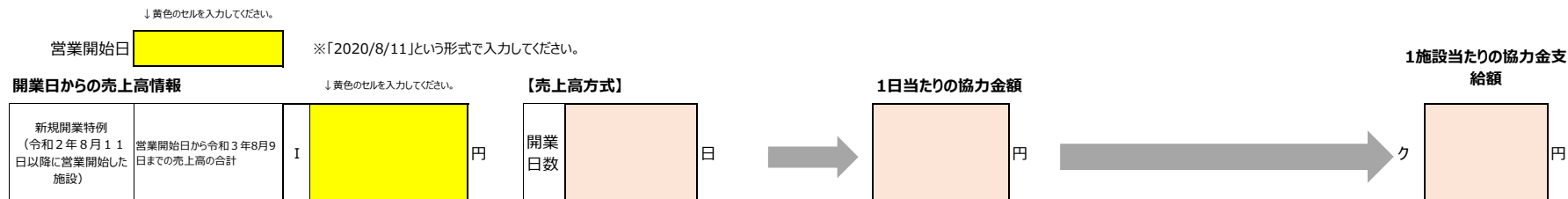
(A) 売上高方式

左記1日当たりの売上高×0.3（千円未満切り上げ）

下限：2.5万円、上限：7.5万円

【新規開業特例（令和2年8月11日以降に営業開始した施設）】

※記入する売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。



【支給額の算出方法の解説】

令和2年8月11日以降に営業開始した店舗は次の方法により1日当たりの売上高、1日当たりの協力金額を計算します。但し、令和3年8月9日時点で、営業開始日から日数が31日未満の場合は、1日当たりの協力金額を25,000円とします。

<1日当たりの売上高の計算方法>

営業開始日から令和3年8月9日までの売上高の合計÷開業日数

<1日当たりの協力金額の算出方法>

(A) 売上高方式

左記1日当たりの売上高×0.3（千円未満切り上げ）

下限：2.5万円、上限：7.5万円

※但し、営業開始日から日数が31日未満の場合は、1日当たりの協力金額を25,000円とします